

羽生市キャッシュレス決済導入業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市における証明書交付等に係る手数料の決済手段は、現在、現金に限られている。来庁者の利便性の向上及び職員の現金取扱事務の効率化を図るため、クレジットカード、電子マネー、二次元コード決済等に対応したキャッシュレス決済を導入する。

本プロポーザルは、価格のみならず、システムの機能、操作性、セキュリティ、保守体制等を総合的に評価し、本業務の履行に最も適した事業者を選定することを目的とする。

2 審査対象者の選定

プレゼンテーションの審査対象者は、3者以内とする。参加表明者が3者を超える場合は、提出書類に基づく一次審査を行い、その結果、上位3者を選定する。参加表明者が3者以内の場合は、参加資格要件を満たす全ての者を審査対象者とする。

3 一次審査

- (1) 一次審査 類似業務実績報告書（様式第3号）に記載された導入実績数が多い者を上位とする。導入実績数が同数の場合は、見積価格と様式第4号により算出された決済事務手数料（60か月分）の合計が低い者を上位とする。両方が同一の場合は、審査委員会の協議により順位を決定する。
- (2) 結果の通知日と通知方法 一次審査の結果は、令和8年10月7日（水）に電子メールにより通知する。

4 概要

- (1) 業務名 羽生市キャッシュレス決済導入業務
- (2) 業務内容 別紙「羽生市キャッシュレス決済導入業務仕様書」のとおり
- (3) 運用開始 令和9年2月26日（金）まで
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
- (5) 導入場所 羽生市役所1階 埼玉県羽生市東6丁目15番地
- (6) 提案上限額 2,346,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 提案上限額には、機器調達・導入に係る費用及び令和9年1月1日から同年3月31日までに係る月額・保守費用等（決済事務手数料を除く。）を含める。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加申込書の提出期限から契約締結の日までの間、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務を円滑かつ確実に履行できる体制を有する者であること。
- (2) 令和7・8年度羽生市物品売買等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

- (3) 令和3年4月1日以後に、埼玉県内の地方公共団体が発注したキャッシュレス決済システムの導入又は構築に係る業務を元請として受注し、履行を完了した実績を1件以上有すること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (5) 羽生市の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 羽生市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法による更正手続開始の申立て又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

6 スケジュール

	内容	日程	方法等
1	公募開始（公告）	令和8年9月16日（水）	市ホームページに掲載
2	質問書の受付	令和8年9月16日（水） ～9月25日（金）	質問書（様式第2号）は、電子メールで提出すること。
3	質問内容及び回答の開示	令和8年9月28日（月） 最終回答の開示期限	回答は市ホームページにおいて公表する。
4	書類の受付	令和8年9月16日（水） ～10月2日（金）	企画提案書及び見積書は、レターパックにより期間内必着で郵送し、電子メールでも提出のこと。その他の書類は電子メールで提出のこと。
5	一次審査結果の通知	令和8年10月7日（水）	一次審査の結果及びプレゼンテーション審査の日程等の通知
6	プレゼンテーション	令和8年10月15日（木）	羽生市役所101会議室において集合審査を実施
7	二次審査結果の通知	令和8年10月下旬	電子メールで送信
8	契約締結	令和8年11月中旬	
9	運用開始	令和9年2月26日（金） まで	仕様書による

7 質問の受付及びその回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加申込書、企画提案書の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問の受付及び回答の方法

- ① 提出様式：質問については、様式第2号を使用すること。
- ② 提出先：企画財務部企画課
- ③ 提出方法：電子メールで提出（送信後に電話にて到着確認を行うこと。）
- ④ 提出期限：令和8年9月25日（金）17時まで
- ⑤ 質問に対する回答：順次市のホームページに公開する。

8 プロポーザル

(1) 企画提案書の作成

実施要領及び仕様書に基づき、次の体裁に整えて作成すること。

- ① A4判又はA3判折り込みとし、書式、縦横は自由とする。
- ② 会社概要を含めること。
- ③ 20ページ以内（表紙、目次等を除く。片面を1ページとする。）とすること。
- ④ 表紙には社名及び代表者名を記載すること。

(2) プレゼンテーション審査

次に掲げる事項について、提出済みの企画提案書に基づき行うものとし、企画提案書の差替え又は新たな提案内容の追加は認めない（企画提案書の内容を抜粋した資料の投影は可能）。

- ① システムの全体概要
- ② ハードウェア（POSレジ本体、周辺機器）の仕様
- ③ キャッシュレス決済対応範囲（クレジット、デビット、二次元コード、交通系IC、電子マネー等）
- ④ ネットワーク環境・セキュリティ対策
- ⑤ 導入スケジュール（調達、設置、試験運用、本稼働まで）
- ⑥ 操作性（利用者・職員双方の視点から）
- ⑦ 保守・サポート（対応時間、オンサイト・リモート、障害時対応）
- ⑧ 導入後の運用・教育支援
- ⑨ 維持費（決済手数料を除く。）及び決済手数料のランニング費用の概要
- ⑩ 仕様書に示した要件以外での自由提案

(3) 実施方法

- ① 日程：令和8年10月15日（木）13時30分から
- ② 会場：羽生市役所101会議室
- ③ 時間：1者当たり50分以内（発表20分、デモ機の実演15分、質疑応答15分）とする。
- ④ 出席者：3名以内（オンライン参加は、認めない。）
- ⑤ 発表方法：パワーポイント等の資料を用いた口頭による説明及びデモ機を用いた実演とする。この場合において、設置及び撤去時間は、それぞれプレゼンテーション審査開始前・終了後の5分以内にできるものに限る。

- ⑥ その他：スクリーン及びプロジェクター（有線）は市で用意するが、発表に必要なパソコン等は参加者が用意するものとする。

（４） 提出資料

- ① 企画提案書
- ② 参加申込書（様式第１号）
- ③ 類似業務実績報告書（様式第３号）
- ④ キャッシュレス決済手数料率表及び年間手数料見込算出表（様式第４号）
- ⑤ 見積書及び見積内訳書（様式は任意とし、導入費と維持費を明確に分け、代表者印の押印したものを企画提案書に添えて提出すること。）

（５） 提出方法・期限

- ① 提出先：企画財務部企画課
- ② 提出方法：企画提案書並びに見積書及び見積内訳書は、郵便及び電子メールで提出すること。この場合において、電子メールで提出する見積書は、代表者印を押印した書面をPDF形式にしたものとする。その他の書類は、電子メールで提出すること。なお、電子メールの件名は「羽生市キャッシュレス決済導入プロポーザル審査参加申込」とし、送信後に電話にて到着確認を行うこと。
- ③ 提出期限：令和８年１０月２日（金）正午必着

９ 審査について

（１） 審査方法

公平性を確保し適正に事業者を選定するため、提出書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査し、本業務の履行に最も適した事業者を選定する。なお、評価審査では、必須要件を満たした上での提案内容の優位性、具体性、実現性及び有効性を評価する。

（２） 評価項目（主な視点）及び配点

項	評価項目	配点	主な視点
１	システム機能・操作性	３５	利便性、UIの分かりやすさ、集計の種類や管理が容易にできるか。
２	キャッシュレス決済端末	３５	キャッシュレス端末の操作性、機能性、多様な決済手段に対応しているか。
３	指定納付受託者	２０	入金・決済手数料の支払い方法等が運用しやすいものであるか。
４	セキュリティ	１５	通信・データ保護、個人情報管理、冗長化
５	導入・運用体制	１５	導入スケジュールの現実性、職員教育・運用サポート
６	保守・サポート	１５	障害時対応の迅速性、窓口体制、保守範囲
７	導入実績	１５	地方自治体等から類似業務の受注実績がある等、信頼性が高く具体的に確認できるか。

8	提案の独自性・工夫	50	市民サービスの向上や利便性向上につながる独自性の提案やユーザビリティの工夫、拡張性、先進性
9	提案価格・コスト妥当性（価格点）	50	導入、維持（決済手数料を除く。）、決済手数料のランニングの費用について、次の式により求める。 式：価格点＝最低提案価格÷当該参加者の提案価格×配点
10	合計	250	

（３） 評価方法及び優先交渉権者の決定

- ・委員が項目ごとに採点（価格点を除く。）を行う。
- ・価格点を除く各評価項目は、各委員が次の表のとおり５段階で評価する。

評価	評価基準	得点率
A	特に優れている	100%
B	優れている	80%
C	標準的である	60%
D	やや劣る	40%
E	内容が不十分である	20%

- ・各評価項目は、次の式により算出する。この場合において、得点に小数点以下が生じた場合は、小数点以下第２位を四捨五入し、小数点以下第１位まで求める。

式：得点＝当該評価項目の配点×評価の得点率

- ・各委員の得点は価格点を含む２５０点満点とし、価格点は全委員に共通の得点とする。
- ・全委員の合計得点が最も高い者を優先交渉権者とし、次に高い者を次順位交渉権者とする。
- ・参加者が１者の場合も審査を行い、全委員の合計得点が満点合計の６割以上である場合に限り、優先交渉権者として選定する。

（４） 留意事項

- ・審査は、非公開とする。審査関係資料について情報公開請求があった場合は、羽生市情報公開条例の規定に基づき取り扱う。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングにおける説明のうち、市が書面により確認し、受注者が承諾した事項は、契約内容に含めることがある。

（５） 審査結果の通知

審査を受けた全ての参加者に審査結果を通知する。通知は、電子メールにより令和８年１０月下旬までに送付するものとする。なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する申立ては、認めない。

１０ 契約

- （１） 審査結果通知後、優先交渉権者と企画提案の内容を基に契約締結の協議を行う。

- (2) 契約締結に向けた協議では、企画提案の内容を踏まえ、仕様書の範囲内で業務内容の詳細を調整する。ただし、選定結果に影響を及ぼす重要な条件及び提案の実質的な内容は変更しない。
- (3) 協議後、優先交渉権者は、改めて見積書を提出するものとする。
- (4) 再度の見積書の提出は、企画提案時の見積額を上回ってはならない。
- (5) 協議が整い次第、契約を締結するものとし、契約が不調のときは、次順位交渉権者から順に契約交渉を行う。

1 1 失格事項

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 参加資格要件を満たさないことが判明した場合
- (2) 提出期限、提出場所、提出方法その他本要領に定める条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類の記載内容が判読できず、提案内容を確認できない場合
- (5) 提案価格が提案上限額を超えている場合
- (6) 委員又は本業務の関係職員に対し、審査に影響を与えることを目的とした接触を行った場合
- (7) その他公平な審査を妨げる行為があった場合
- (8) 仕様書に定める必須要件の全部又は一部を満たさない場合

1 2 その他

- (1) 本要領等に定める条件等に同意の上、参加すること。なお、羽生市キャッシュレス決済導入業務仕様書に定める条件以外でも、サービス向上と利用者の利便性につながる独自の提案として、提案上限金額以内であれば、本仕様の条件と併せて独自提案できるものとする。
- (2) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) 参加申込書を提出後に辞退する場合は、様式第5号を提出するものとする。
- (4) 提出された書類等は、返却しない。
- (5) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (6) 提出された書類等は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、企画提案書又は見積書を改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変されたものを提出すること。
- (7) 提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差替え等は認めない。

1 3 問合せ・提出先

〒348-8601 埼玉県羽生市東6丁目15番地
羽生市企画財務部企画課情報政策係
電話 048-561-1121(代) 内線 385
メール kikaku@city.hanyu.lg.jp